

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和8年6月19日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和8年6月19日(金曜日)

午前10時3分開議

午前11時35分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和8年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第12号 財産の取得について

報告第1号 令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第4号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和7年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第8号 令和7年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第9号 令和7年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第10号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第11号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

請第33号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意

見書」の提出を求める請願

請第34号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

請第35号 セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① JNC株式会社(チッソ株式会社の事業子会社)の令和7年度決算の概要について

② 「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(令和7年度)

③ 第12次熊本県交通安全計画の策定について

④ 熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(第5次)の策定について

⑤ 熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

⑥ 地域産業成長プランの策定について

⑦ ツール・ド・九州2027におけるクリテリウム開催招致について

出席委員(8人)

委員長 坂 梨 剛 昭

副委員長 堤 泰 之

委員 池 田 和 貴

委員 前 田 憲 秀

委員 高 島 和 男

委員 中 村 亮 彦

委員 亀 田 英 雄

委員 星 野 愛 斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 清田 克弘
総括審議員兼医監 山口 喜久雄
政策審議監 入田 秀喜
環境局長 原田 義隆
県民生活局長 浦田 武史
環境政策課長 森 亮子
水俣病保健課長 中田 幸一
水俣病審査課長 塚本 健
環境立県推進課長 江口 徹
首席審議員
兼環境保全課長 廣畑 昌章
自然保護課長 鹿井 実
循環社会推進課長 浦田 雅義
くらしの安全推進課長 中田 和男
消費生活課長 清田 聡美
男女参画・協働推進課長 小佐井 郁里
人権同和政策課長 山本 智勇
商工労働部

部長 上田 哲也
総括審議員
兼政策審議監
兼商工雇用創生局長 篠田 誠
産業振興局長 中島 一哉
商工政策課長 佐藤 豊
商工振興金融課長 村上 友彦
労働雇用創生課長 荒木 貴志
産業支援課長 小松 篤史
エネルギー政策課長 霜出 豊和
企業立地課長 工藤 あずさ
販路拡大ビジネス課長 藤本 麻衣
観光文化部

部長 梅川 日出樹
政策審議監 川 寄典靖
観光文化政策課長 岩野 洋士
観光振興課長 植田 康之

スポーツ交流企画課長 松尾 亮爾
企業局

局長 森山 哲也
次長兼総務経営課長 吉澤 和宏
工務課長 福本 政洋

労働委員会事務局

局長 石井 利幸
審査調整課長 石松 靖浩

事務局職員出席者

議事課課長補佐 大瀬 顕慈
政務調査課主幹 西野 房代

午前10時3分開議

○坂梨剛昭委員長 ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会は、インターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明は、着座のまま、簡潔をお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

清田環境生活部長。

○清田環境生活部長 おはようございます。

環境生活部でございます。

議案等の説明に入ります前に、水俣病への対応について御報告いたします。

去る5月1日に水俣病犠牲者慰霊式が行われ、あわせて、関係団体との懇談を2日間にわたって行いました。その際にいただいた貴重な御意見や御要望については、国や地元自

治体とも連携し、必要な支援や取組につなげてまいります。

また、公式確認70年を契機とした様々な取組を通じて、水俣病に関する正しい理解の促進により一層努めてまいります。

では、環境生活部の議案等の概要について御説明いたします。

説明資料の1ページ、令和8年度6月補正予算総括表をお願いいたします。

今回の補正では、補正額(B)の欄の最下段、一般会計合計欄のとおり、5万円余の増額補正をお願いしております。

内容は、国庫支出金返納金でございます。

また、繰越明許費等についても御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、JNC株式会社の令和7年度決算の概要についてなど、4件御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂梨剛昭委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○中田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書でございます。

45万円余の繰越明許費の設定をしております。

これは、国の経済対策に伴い、11月議会で予算化した事業であり、物価高騰の影響を受ける胎児性・小児性水俣病患者等を支援している事業者に対し、光熱費、燃料費等の物価高騰分の一部を支援するための経費で、年度内の事業費の確定が困難であることから繰り越したものです。

水俣病保健課は以上です。

○江口環境立県推進課長 環境立県推進課です。

3ページをお願いいたします。

6月補正予算になります。

1段目の計画調査費、右側説明欄、国庫支出金返納金は、苓北工業用水道事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行残について返納するものです。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書です。

2050くまもとゼロカーボン推進事業費は、県有施設への再エネ設備の導入に当たり、設置場所の検討等に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。年度内に完了する予定です。

環境立県推進課は以上でございます。

○鹿井自然保護課長 自然保護課でございます。

5ページをお願いします。

繰越明許費の繰越計算書です。

1段目の事業名欄、国立公園満喫プロジェクト推進事業費につきましては、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園内の県有施設4か所において、施設改修に係る整備内容の検討、設計等に不測の日数を要したことや、国の経済対策に伴い、令和7年度1月補正で予算化した事業について繰り越したものです。

2段目の事業名欄、自然公園施設等災害復旧費につきましては、令和7年8月豪雨により被災した矢部周辺県立自然公園内の県有施設1か所及び雲仙天草国立公園内の県有施設2か所と市町村有施設2か所において、災害復旧に係る整備内容の検討、設計に不測の日数を要したことや環境省による新たな災害復旧制度の創設に伴い、令和7年度1月補正で予算化した事業について繰り越したものです。

いずれの事業においても、年度内完了を予

定しております。

6ページをお願いします。

事故繰越の繰越計算書です。

事業名欄、国立公園満喫プロジェクト推進事業費でございますが、阿蘇くじゅう国立公園内で落石対策の工事を行っていたところ、令和7年11月の阿蘇地方を震源とする地震により、現場内の一部の転石に移動が確認されたことから、転石の再調査を追加して行う必要が生じ、それらに不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものです。

なお、当事業については、年度内の完了を予定しております。

自然保護課は以上です。

○浦田循環社会推進課長 循環社会推進課です。

7ページをお願いします。

繰越明許費の繰越計算書でございます。

最終処分場P F O S等緊急対策補助事業費の繰越し理由ですが、補助事業者である熊本市が一部の最終処分場に対して行うP F O S等の流出対策事業において、市から補助を受ける最終処分場設置事業者の一部が、資材価格の高騰などで工事内容を変更したり、資材調達に時間を要したため、必要な工期を確保するために繰り越したものです。

事業は今年度内に完了する予定です。

循環社会推進課は以上です。

○坂梨剛昭委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

議案等の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用情勢、商工労働部の最近の動きにつきまして概略を申し上げます。

初めに、6月4日に公表されました日銀の金融経済概観では、昨年4月から連続して「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。」と判断が据え置かれました。また、4月の本県の有効求人倍率は、前月から0.01ポイント上昇して1.15倍で、引き続き人手不足の状況は続いており、今後も状況を注視してまいります。

続きまして、中東情勢の緊迫化による原油高、物価高騰への対応についてです。

商工労働部におきましては、国の特別相談窓口に加え、商工振興金融課内に特別相談窓口を設置するとともに、事業者の資金繰りを支援するため、県制度融資を拡充し、6月15日に運用を開始しました。

また、6月5日に成立しました国の補正予算の中で、L Pガスや特別高圧電力の利用者への支援が可能となるよう、重点支援地方交付金の増額措置が講じられたことを踏まえ、今定例会中に補正予算の追加提案を行う方向で準備を進めております。

引き続き、情勢を注視しつつ、相談状況などを踏まえながら、県内の中小・小規模事業者に寄り添って、必要な対応を取ってまいります。

次に、くまもとサイエンスパーク関係です。

4月27日に、事業推進パートナーの三井不動産、地元合志市と県の3者で基本協定を締結し、くまもとサイエンスパークの中核拠点となるイノベーション創発エリアの整備に取り組んでいるところです。

既に、先月から同エリアの土地造成工事に着手しており、段階的に施設を稼働した上で、2030年にエリア全体の完成を目指しています。

また、三井不動産と共同でイノベーション創発エリアの管理などを行いますパークマネジメント法人の設立も予定をしており、今回関連予算を提案しております。

引き続き、関係機関と連携しながら、くまもとサイエンスパークの実現に向けて、スピード感を持って取り組んでまいります。

最後に、国の地域未来戦略に対応した本県の取組についてです。

国では、この夏をめどに、地域未来戦略を取りまとめることとされています。本県においても、国が地域ごとに策定する戦略産業クラスター計画に関連して、今後、国に対し、AI、半導体分野等の候補プロジェクトを提出する予定としております。

また、地場産業の成長、発展に向けては、知事が主導して策定する地域産業成長プランについても、7月中旬の策定に向け、準備を進めております。

詳細については、後ほど、その他報告の中で、改めて担当課長から説明させていただきますが、こうした国の動きと連動しながら、今後も各取組を着実に推進してまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案等の概要について御説明いたします。

常任委員会説明資料の8ページ、令和8年度6月補正予算総括表をお願いいたします。

補正額(B)の欄の下から3段目のとおり、合計で33億7,600万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、小規模事業者の賃上げ原資の確保をはじめ、経営課題の解決に向けた取組に対する補助に要する経費、新規県営工業団地の整備に要する経費、県制度融資に係る預託及び信用保証料補助に要する経費、また、先ほど御説明しましたくまもとサイエンスパークの中核となるイノベーション創発エリアの運営などを担うパークマネジメント法人設立に係る基金拠出に要する経費等でございます。

また、専決処分報告・承認案件を1件、条例等議案として、財産の取得1件について御提案しております。

加えて、令和7年度一般会計繰越明許費繰越計算書ほか2件について御報告いたします。

最後に、その他報告としまして、熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組、地域産業成長プランの策定、この2点について御報告いたします。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂梨剛昭委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の9ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書ですが、4事業を記載しております。

1点目の中小企業等価格転嫁力・交渉力強化支援事業費は、適切な価格転嫁を定着させていくため、商工団体が実施する講習会の開催費や専門家派遣等への支援でございます。

2点目のくまもと産業EXPO開催支援事業費は、民間団体や県などによる実行委員会が来年2月に開催予定しておりますくまもとミライエキスポ2027の経費の一部を助成するものでございます。

3点目のトラック物流持続的発展支援事業費は、県トラック協会が実施するトラックドライバーの人材確保や価格転嫁の取組及び貨物運送事業者への燃料等上昇に対する支援でございます。

4点目の賃上げ等支援事業費(商工団体分)は、小規模事業者等の賃上げ環境整備等に向けて、商工団体が行う伴走支援体制の強化に要する経費を支援するものでございます。

いずれも、国の経済対策を活用し、令和7年度1月及び2月補正予算で予算化した事業

でありますことから、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

商工政策課は以上です。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

10ページをお願いします。

6月補正予算です。

商業総務費の国庫支出金返納金は、令和2年7月豪雨に係るなりわい再建支援補助事業の令和5年度交付決定分の額が確定したことに伴い、当該補助事業に充当した国の中小企業特定施設等災害復旧費補助金の実績額が、概算払いにより国から受領していた額を下回ったため、その差額を国に返納するものでございます。

あわせて、県の制度融資におけるコロナ関連融資では、国の交付金を積み立てた新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金を活用して、保証料補助及び利子補給を行っていますが、国の規定により、令和2年度に積み立てた基金の事業が令和7年度をもって終了となったため、残余额を国に返還するものです。

中小企業振興費の1の金融対策費は、県制度融資に係る中小企業金融総合支援事業において、生産性向上等緊急支援資金（賃上げ等対応分）及び経営者保証非提供制度を活用する中小企業者への保証料補助の2件に係る預託及び信用保証料補助の所要額を計上しているものです。

その内容としまして、1件目の生産性向上等緊急支援資金（賃上げ等対応分）につきましては、事業者が生産性向上等の取組により、利益を出して賃上げの原資を確保できるよう、既存の資金に新たな融資枠として40億円を設けるとともに、保証料の一部を補助するものです。

また、2件目の経営者保証非提供制度を活

用する中小企業者への保証料補助については、中小企業が金融機関から融資を受ける際に、経営者個人が会社の連帯保証人となることを求められる経営者保証という慣行が残っており、起業、創業や円滑な事業承継等を妨げている面がありますので、中小企業に経営者保証を不要とする保証制度の活用を促すよう、国の規定により上乗せされる保証料の一部を補助するものでございます。

2の小規模事業対策費補助は、小規模事業者の賃上げ原資の確保等の経営課題の解決を支援するくまもと型小規模事業者持続化補助金、通称くまもと型応援補助金につきまして、本年3月31日の受付終了時点の申請件数が、想定を超える1万5,000件以上となり、申請金額が約67億円に達したことで、現計予算額を超過したため、その不足額を計上しているものでございます。

11ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書です。

11ページの4事業と次の12ページの3段目までは、物価高騰の影響を受ける事業者に対する支援をさらに進めるため、国の経済対策により、昨年度の11月補正、2月補正及び3月知事専決処分で予算化した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、本年度に繰り越したものです。

4段目の中小企業等グループ施設復旧整備補助事業費と次の13ページのなりわい再建支援補助事業費及び被災事業者再建支援事業費につきましては、いずれも事業者の災害復旧を支援する事業ですが、公共事業の影響等により、やむを得ず昨年度までに申請できなかった事業者等に対応するため、2月補正で増額等を行った事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、本年度に繰り越したものです。

14ページをお願いします。

事故繰越し繰越計算書です。

なりわい再建支援補助事業費につきまして

は、令和6年度の補正予算で事業費を計上し、令和7年度に繰り越したのですが、補助事業者において、工事着手後に工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したことから、本年度に事故繰越したものです。

2件を繰り越し、現在、補助事業者において、本年度内に事業が完了するよう取り組まれているところです。

飛びまして、24ページをお願いいたします。

令和8年3月23日の専決処分の報告及び承認についてです。

中小企業振興費の増額補正でございます。

くまもと型小規模事業者持続化補助金、通称くまもと型応援補助金について、多くの申請により、申請金額が予算額を上回る見込みであったため、その不足額に要する経費でございます。

商工振興金融課は以上です。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料、お戻りいただきまして、15ページをお願いいたします。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、上段の女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業費は、女性、高齢者の活躍に向け、女性専用施設等の整備及びスポットワークの活用や短時間正社員制度の創設等による短時間、短期間雇用の取組への支援に要する経費で、国の経済対策を活用し、令和7年度2月補正で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しを行うものでございます。

次に、中段の職業能力開発施設拠点化推進事業費は、県立高等技術専門校の自動車車体整備課1、2年実習棟、3年実習棟及び南側渡り廊下の改築工事につきまして、令和7年

度から8年度にかけての2か年で施工する計画となっております。

昨年度は、工期全体の30%の進捗を想定し、それに応じた工事費等を計上しておりましたが、改築工事予定地に現存しておりました旧総合建築科1年実習棟の解体工事が、新実習棟への引っ越しや設置されていた備品の解体工事といった関連工事との調整に伴い、工事着手に3か月程度の遅れが生じました。その結果、工期全体が後ろ倒しとなり、昨年度想定していた分の事業完了が見込めないことから、繰越しを行うものでございます。

なお、年度内には工事を完了する予定でございます。

下段のリスクリング応援事業費は、県内中小企業者等の生産性の向上と賃上げ環境の整備を図るため、外部の教育訓練等を活用して、労働者の能力開発を通じた人材育成に取り組む事業者への支援に要する経費で、国の経済対策を活用し、令和7年度2月補正で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しを行うものでございます。

続きまして、飛びまして25ページをお願いします。

財産の取得についてでございます。

これは、再整備事業を実施していきます県立高等技術専門校におきまして、自動車車体整備課3年実習棟の改築工事と併せて、耐用年数の超過等により更新が必要な実習機器である自動車塗装ブース等一式を取得するものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○小松産業支援課長 産業支援課でございます。

資料、16ページをお願いいたします。

令和7年度の繰越計算書についてです。

中小企業DX推進補助事業費については、物価高騰が続く中でも、県内中小企業の賃上

げ環境を整備していくため、企業がデジタル機器等を導入して生産性向上を図るための設備投資に対して補助を行うものです。

国の重点支援交付金を活用して、令和7年度2月補正で予算化したもので、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰越しを行うものです。

産業支援課は以上です。

○霜出エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

17ページをお願いいたします。

一般会計の繰越明許費でございます。

上段の電源立地地域対策交付金事業費につきましては、交付金事業者において、年度内に事業が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

中段のRE100電力供給・利用促進事業費につきましては、脱炭素先行地域における発電事業者等に対する交付金で、補助事業者における事業精査に時間を要したため、繰り越したものでございます。

下段の物価高騰対応事業者緊急支援事業費につきましては、11月補正において予算化した事業で、令和8年3月分までのLPガス等の支援を実施するものであり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

エネルギー政策課は以上です。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の18ページをお願いします。

企業誘致促進対策事業費について、3,000万を増額補正いたします。

くまもとサイエンスパークの推進に当たっては、県と連携し、事業を推進する事業推進パートナー企業を三井不動産株式会社と決定し、4月27日に基本協定を締結したところで

現在、サイエンスパークの中核拠点となるイノベーション創発エリアの整備に取り組んでおり、5月からは造成工事に着手しているところです。

事業推進に当たり、三井不動産と共同で、イノベーション創発エリアの維持管理運営や産学官連携の促進、行政手続などのワンストップサービスの提供などを行うパークマネジメント法人の設立を予定しております。

現在、このエリアへの企業誘致を積極的に取り組んでおり、入居する企業の窓口である本法人を早急に設立することが必要となるものです。

その設立に当たり、県と三井不動産がそれぞれ3,000万円を基金として拠出し、当面の活動原資とすることとしており、この基金拠出に要する経費を増額するものです。

次に、19ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

工業団地整備事業費について、6億1,900万円を増額補正いたします。

現在菊池市で進めている県営工業団地の整備においては、事業区内の土砂を盛土として活用を行っております。造成工事を進める中で、現地の土の水分量が多く、また、盛土材としての強度も不足していることが判明しました。このままでは、大幅な工期の遅れにつながるため、造成工事において、盛土材の石灰改良を行うことにしたことによる土質改良に要する経費を増額するものです。

次に、20ページをお願いいたします。

令和7年度の繰越明許費繰越計算書について御説明します。

工業団地施設整備事業費については、ただいま御説明しました菊池市と八代市で進めている県営工業団地整備において、工事内容の変更や調査、修正設計等に時間を要したこと等により年度内の事業完了が困難となったことから、繰越しを行ったものです。

企業立地課は以上です。

○藤本販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

21ページをお願いいたします。

最上段の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費は、食品産業の輸出向けHACCP等への対応に必要な施設整備に対して助成を行う事業です。

補助事業者において、年度内に工事が完了しなかったため、繰越し設定をお願いするものです。

2段目の海外輸出拡大対策事業費は、関係団体や県内事業者が新たな市場開拓にチャレンジし、県産農林畜水産物等の輸出拡大につなげる取組への助成に要する経費です。

3段目の県産品消費拡大魅力発信事業費、4段目の球磨焼酎消費拡大推進事業費及び、次の22ページ、くまもと県産酒物価高騰緊急対策事業費は、関係団体や事業者が行う県産品や県産酒の高付加価値化や販路拡大、消費喚起等の取組への助成に要する経費です。

いずれも、国の経済対策に対応して、2月補正で予算化した事業であり、今年度にかけて実施することから、繰越し設定をお願いするものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○坂梨剛昭委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

梅川観光文化部長。

○梅川観光文化部長 観光文化部でございます。

議案等の説明に先立ちまして、県内観光の現状及び観光文化部に関する最近の取組について御説明申し上げます。

観光庁統計調査の速報値によりますと、令和7年の延べ宿泊者数は約828万人と、好調

なインバウンドの伸びもあり、前年の約808万人から約20万人増加しております。

一方で、令和8年については、同じく速報値で、1月から3月までの延べ宿泊者数が、前年の同じ時期と比較して97.5%と僅かに減少していることから、引き続き動向を注視してまいります。

続きまして、観光文化部に関する最近の取組についてです。

7月から9月まで、JRグループ6社と連携して開催する熊本デスティネーションキャンペーンに向けて、5月26日に、JRグループとの共同記者発表を行いました。

「仲間を誘って、さあ、冒険の旅へ「もっと、も一つと！くまもつと。」をキャッチコピーに、熊本地震や令和2年7月豪雨から創造的復興に向かう熊本の姿を全国に発信するとともに、本県への誘客強化に取り組みます。

また、熊本地震の発生から10年の節目に当たり、これまで『ONE PIECE』と熊本県が一緒に進めてきた取組の記録と成果を記したONE PIECE熊本復興プロジェクト10年展を熊本県立美術館本館で開催し、2万5,000人以上の方に来場いただきました。

さらに、4月には、熊本地震震災ミュージアムKIOKUでパネルディスカッションを開催するとともに、上通、下通アーケードにおいて、発災当時の記事等を展示するパネル展を行いました。

引き続き、熊本地震の教訓を発信し、次世代に継承してまいります。

最後に、スポーツ交流の分野では、今年3月に、天草地域のサイクリングルート「あまいち」が、ナショナルサイクルルートの第3次指定に向けた候補ルートに選定されました。5月25、26日には、ナショナルサイクルルート審査委員会の委員による現地視察が行われ、また、6月2日には、国土交通省への要望活動も行いました。今年夏頃に予定され

ている次回の指定に向け、引き続き、土木部や天草広域本部、地元市町村等関係者と緊密に連携しながら取り組んでまいります。

それでは、観光文化部関係の議案の概要について御説明いたします。

資料、26ページと27ページを御覧ください。

観光文化政策課と観光振興課から、繰越明許費について御報告させていただきます。

また、その他報告として、ツール・ド・九州2027におけるクリテリウム開催招致について御報告いたします。

詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂梨剛昭委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○岩野観光文化政策課長 観光文化政策課です。

資料の26ページをお願いします。

昨年度からの繰越明許費について、1件御報告させていただきます。

県立劇場施設整備事業費は、県立劇場の駐車場舗装工事に係る予算について、駐車場のレイアウトの検討や駐車台数を確保するための樹木伐採の協議等に当初の予定より時間を要し、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものです。

なお、駐車場舗装工事は、本年9月に完了予定です。

観光文化政策課は以上です。

○植田観光振興課長 観光振興課でございます。

27ページをお願いいたします。

一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

1 段目、宿泊事業者受入環境整備緊急支援

事業費は、物価高騰等により厳しい経営状況にある宿泊事業者の生産性向上に資する受入れ環境整備への支援に要する経費です。

2 段目、食をフックにした誘客促進事業費は、地域の食と歴史文化資源を組み合わせた新たな旅行商品の造成、販売を行う経費です。

3 段目、くま川鉄道沿線周遊促進緊急支援事業費は、くま川鉄道の全線運行再開を見据え、人吉・球磨地域の観光資源を生かして地域を周遊できるプランの造成やモニターツアー等の実施を支援する経費です。

繰越し理由については、いずれも、重点支援交付金等を活用して、令和7年度2月補正で予算化した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、全額繰越しを行うものでございます。

観光振興課は以上です。

○坂梨剛昭委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

森山企業局長。

○森山企業局長 企業局でございます。

企業局の議案の概要について御説明いたします。

令和7年度の予算繰越しについて、地方公営企業法の規定に基づき、電気事業6件及び工業用水道事業4件、合計10件を報告させていただきます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉澤企業局次長 企業局総務経営課でございます。

令和7年度の予算繰越しについて、地方公営企業法に基づき御報告させていただきます。

資料は、28ページからです。

報告の様式も異なっておりますが、一般会計と企業会計の繰越し制度の違いから御説明させていただきます。

一般会計の今年の例では、1月、2月の議会で繰越明許費の承認をいただき、本議会で報告をしておりますが、地方公営企業法では、繰越しの報告のみを行う制度となっております。

また、初年度の繰越しについて、建設改良費などの資本的支出については、28ページの建設改良費繰越額として報告しますが、修繕費等の収益的支出については、初年度の繰越しから29ページの事故繰越として報告することとなっております。

改めて、28ページをお願いします。

電気事業における建設改良費3件、合計2億円余の繰越しの報告です。

1番目の笠振発電所進入路設置工事については、工事施工区域の保安林の取扱いについて、地元自治体等との協議に日数を要したことによるものでございます。

2番目の緑川第一発電所取水口スクリーン更新工事については、取替え工事に必要な仮設足場の設置方法の変更、また、設置に不測の日数を要したことによるものでございます。

3番目の緑川発電所取水口等整備工事については、海外製の取替え部品の材料の調達に不測の日数を要したため、繰越しをしております。

29ページをお願いします。

電気事業における事故繰越3件、1億円余でございます。

いずれも事故繰越ではございますが、修繕費等、収益的支出の初年度の繰越しでございます。

1番目の緑川発電所取水口等整備工事については、前ページの3番目の事業と同一の事業で、28ページが建設改良費分、29ページが

修繕費分と分けて記載しております。

2番目の電気事業長寿命化計画とりまとめ等業務委託については、委託を受けた事業者の現地調査の追加実施などに不測の日数を要したことによるものでございます。

3番目の市房第二発電所落雷被害等緊急対応等業務委託については、受注生産である故障部品の調達に不測の日数を要したものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

工業用水道事業における建設改良費3件、31億円余を繰り越しております。

1番目と2番目は、管路布設に係る設計と工事費ですが、管路布設場所に係る設計変更等に時間を要したことによるものでございます。

3番目の新規工業用水道事業については、令和7年度1月補正予算で予算化した事業であり、十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越すものでございます。

31ページをお願いします。

工業用水道事業における3億円余の事故繰越です。

これは、昨年度、建設改良費繰越しとして報告した事業の事故繰越になります。

新設の浄水場について、関係機関や地権者との協議等に不測の日数を要したことにより、繰り越すものでございます。

繰り越した事業について、早期の完了を目指して取組を進めてまいります。

企業局は以上でございます。

○坂梨剛昭委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願いいたします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座の

まま説明をしてください。

また、発言する際は、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 すみません。1点、多分商工金融課になるんじゃないかと思うんですけども、商工観光労働部長の総括説明で、中東情勢の緊迫化による原油高、物価高への対応の中で、6月15日に、県融資制度を拡充し、運用を開始しましたという御発言がございました。

今週の月曜日だったんですけども、これに対しての反応というか、相談の件数とか、その辺はどうなってるのかなと思って、ちょっとお伺いしたいと思います。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

ただいま御質問ございました中東情勢の対応の関係でございますけれども、先月末に、私ども商工振興金融課内に設けました特別相談窓口に対します相談件数としましては、昨日時点までで30件いただいております。内容としましては、ほぼ金融、融資に関する問合せということになっております。

また、もう1点御質問ございました、今週の15日の月曜日から運用を開始しました金融円滑化特別資金、経済情勢変動対策枠という名称にしておりますけれども、こちらにつきまして、昨日時点の状況では、申込みが5件の7,700万円、うち、承諾を1件1,000万円行ったということで、県の信用保証協会から報告を受けておりますので、併せて御報告ということになります。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

中東情勢については、何かアメリカとイランの間で合意があるんじゃないかと、それがどう履行されるかどうかとかというのがあって、ただ、かなり、これについてはまだ予測を許さない状況だというふうに思いますので、こういうすぐに対策を取っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○坂梨剛昭委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

企業立地課さんのサイエンスパークについて、ちょっとイメージをお尋ねしたいと思います。

上田部長の冒頭のお話の中にも、イノベーション創発エリア、イノベーションという言葉がもう複数回出てきました。私が思うに、このイノベーションもこれから本当に大事なことだと思うんですけども、例えば、私の認識では、新しい商品開発や流通販売、市場の開拓、そして、よく言われているのが、サプライチェーン、供給ルートの新しい拡大、そんなイメージを持つんですけども、そこら辺はどうでしょうか。共通でしょうか。いや、こんなことも考えられますというのがあれば、部長でも課長でもどちらでもいいんですが、お聞きしたいと思います。

○工藤企業立地課長 御質問ありがとうございます。

くまもとサイエンスパークでございますけれども、このイノベーション創発エリアというところを中核といたしまして、単に企業を集積するだけではなくて、イノベーションというところで、研究機関やアカデミア、企業の研究開発部門など、多様な主体が集い、相

互の交流を通じて、産学官連携を生み出し、将来的に、例えば、AIや自動運転、ロボットなど、半導体を使った新たな産業を創出する拠点というふうになるところを目指しております。

そういった中で、議員がおっしゃったとおり、このイノベーションというのは、やはり、新しい技術やアイデアを取り入れて、従来の仕組みや常識を変えていって、社会に大きく変化をもたらすような新たな産業、サービスを生み出すことだというふうに思っております。

このくまもとサイエンスパークにおいて、しっかりこのイノベーション創発エリアを中核として、その取組を邁進してまいりたいというふうに思っております。

○前田憲秀委員 課長、ありがとうございます。

私も全く同感で、今御答弁いただいたのを、どういうふうに具体的に表していくのかを、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

イノベーションというと、革新とか、そういうイメージになるんですけれども、言葉をいろいろ私も探してみると、その革新の反対語というのは何かというと、現状維持なんです。現状維持となれば、前例踏襲だとか、同調圧力とか、いろいろ言葉が出てきますけれども、まさしく、いつも議論させていただく、執行部の皆さん方との、我々議会との議論の延長線じゃないのかなと思います。

前例をしっかりと直視するというのは大事なことでありますけれども、やっぱりそういう概念も取っ払って、このイノベーション創発エリアというのはやっていただきたいなと思います。

さっき具体例にあったように、自動運転なんていうのは空港周辺でやりますけれども、あそこを特区にして、自動運転の実証実験エ

リアにするだとか、先ほどエネルギー関係でRE100の話もありましたけれども、その特区をあそこでやるだとか、何かあそこですごいことをやるぞという、県民や企業の皆さん方に、何か参加してみようかだとか、そういう、私はもういつも言うように、わくわく感をここからぜひ発信をしていただきたいという強い思いがあります。

これからスピード感を持って取り組んでまいりますと、パークマネジメント法人設立を予定されてますので、最初、勢いが大事だと思うので、そこら辺もぜひお願いしたいんですけれども、最後に、いかがでしょうか。

○上田商工労働部長 ありがとうございます。

前田委員がおっしゃったとおり、これまでにないような産学連携の組み方とか、あるいは、もう国の内外を問わない、必要な頭脳をまとめ上げて、何か新しいことの共同研究をするとか、そういったものを、ちょうどそういう仕掛けをするやつが、今回提案しておりますパークマネジメント法人、その中の一機能としまして、インキュベーションセンターというところに、そういう、いわゆる仲介役といいますか、水先案内するような機能を持たせたいというふうに思っております。

私は答弁で少し答えさせていただいたんですけれども、野心的なスタートアップ企業ですとか、あるいはベンチャー企業の国の内外を問わない方、そういう方たちが興味を持った上で、行動に移してもらえるような施設の中身にもしたいと思ってまして、三井不動産との間では、いわゆる土地の分譲はもちろんあるんですけれども、その多くは、いわゆる、R&D棟・研究開発棟みたいな中に、簡単な小規模研究開発スペースとか、あるいは企業ごとに貸し出す、部分的にというか、パートタイムで、研究開発とかを、本社と熊本の間で行き来をしながら、そういう、皆さ

ん、どういう立場にあられる方も、長期で使いたい、短期で使いたい、スポット、スポットで使いたい、そういったものに応えるような施設整備を具体的に検討を始めておりますので、何か新しい産業を生み出すような、着火点になるようなものを作っていきたいと思っています。

○前田憲秀委員 ぜひお願いしたいと思います。

今は工藤課長にお尋ねをしたんですけれども、先ほどのエネルギー関係だとか、環境も含めて、横の連携も必要になってくる、これはもう当然のことですので、しっかりその連携も含めて、今部長が言われたように、わあ、そんなことをやるんだっていうのをぜひ期待しておりますので、頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○坂梨剛昭委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号まで及び第12号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託されました請第33号及び第34号を議題といたします。

請第33号及び第34号については、内容が全く同じですので、執行部から一括して状況の説明をお願いいたします。

清田消費生活課長。

○清田消費生活課長 消費生活課でございます。

請第33号及び請第34号、「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願について、状況を御説明いたします。

地方消費者行政に係る国の交付金については、市町村における消費生活相談員の人件費や本県における多重債務者の生活再生のための事業等に活用してきたところですが、昨年度末に、多くの地方公共団体で、その活用期限を迎えることから、県においては、交付金の継続、拡充を要望してまいりました。

また、本県議会におかれましても、意見書の提出をはじめ、政府、与党への要望活動を実施いただくなど、多大な御尽力をいただきました。

その結果、新たな交付金制度が創設され、実質的に活用期限の延長が図られたところです。

当請願においては、引き続き、国民生活の基礎になっている地方消費者行政を安定的に推進させるために、国の財政支援の継続、拡充を求めるものとなっております。

県としても、地方消費者行政を安定的に推進させるため、新たな交付金制度においても、引き続き財源を確保いただくことは不可欠であると考えております。

説明は以上でございます。

○坂梨剛昭委員長 ただいまの説明に関しまして、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第33号及び第34号について、いかがいたしましょうか。

（「採択をお願いします」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 採択という御意見がありましたので、採択についてお諮りいたします。

請第33号及び第34号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 御異議なしと認めます。よって、請第33号及び第34号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第33号及び第34号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について、事務局から配付をさせます。

（意見書案配付）

○坂梨剛昭委員長 配付は終わりましたでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 今配付されました意見書案は、請願の趣旨、理由とほとんど内容が変わらないようですので、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 異議なしと認め、この意見書案について、議長宛てに提出することに決定をいたしました。

次に、今回付託されました請第35号を議題といたします。

請第35号につきまして、執行部から状況の説明をお願いいたします。

清田消費生活課長。

○清田消費生活課長 消費生活課でございます。

請第35号、セーフティネット貸付を含む多

重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願について、状況を御説明いたします。

本事業は、多重債務等の消費生活上の様々な課題を抱える方に対し、家計診断や債務整理、生活資金の貸付けなど、生活再生のための総合的な支援を行うものでございます。

事業は、平成22年度からグリーンコープ生活協同組合くまもとに委託し、実施しております。

これまでの16年間に債務整理額等が約100億円に上るなど、相談者の生活再生に効果を上げております。

多重債務相談は、依然として多い状況にあり、県としては、多重債務者対策協議会の各団体との連携の下、無料相談会や研修等を行っておりますが、本事業では、相談者に寄り添った伴走型の支援を行っており、多重債務者対策として、大きな役割を果たしていると考えております。

説明は以上でございます。

○坂梨剛昭委員長 ただいまの説明に関しまして、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 私は紹介議員の一人なので、ちょっと私のほうからお伺いをしたいと思います。

今回のこの請願については、今御説明いただいたように、県内の県民の皆さん方の多重債務を含めて、金融機関からお金を借りれないということになった人たちにお金も貸して、伴走型支援をしていただくというのを、グリーンコープさんがやっているというわけでございます。

これについては、県のほうで、交付金を活用して、一部運営費を助成することによって、民間がやっている事業に県がやっているという信用が加わって、県民の皆さん方からこの事業が活用されているという面がござい

ます。

この予算については、これは、先ほどは、国に対して予算を確保する意見書を上げさせていただいて、国に予算化を求めるものなんです、これは、県に対して予算化を求めるものなんです。

ということは、県が、これをどう評価して、どうやるかということにかかっているということなんです、我々は、紹介議員になったということは、やはりこの事業は県民のために必要な事業だということで、継続を求めるということをお願いをするわけですが、これについて、新たな交付金が認められたわけですが、その交付金の中の予算で、改めてこれを活用できるか、どういう状況なのか、その辺について伺いをしたいと思います。

○清田消費生活課長 消費生活課でございます。

今御質問のあった交付金の活用につきましては、昨年度、先ほど申し上げたとおり、交付金につきまして、議会のほうでも、いろいろ政府、与党に対する要望活動を行っていた結果、この生活再生総合支援事業につきましても対象になったということで、継続して実施、活用をすることができるということになりました。

ただ、この事業、もともと定額の補助、10分の10の補助でしたが、ちょっと毎年15%ずつ逓減をしていくというような形で、最終的には2分の1の補助になるというような状況でございますので、引き続き、その財源の確保につきましては、県のほうでも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

だからこそ、先ほど、最初の請願にあったように、国に対してこういうものもきちんと

手当てができるようなふうに意見書を出させていただいてることでございます。

まさに、県とすると、じゃあ、交付金が減らされたときに、どう評価するかということは、皆さん方の評価にかかっていると思いますので、ぜひ、継続できるように考えていただくことを要望したいと思います。

以上です。

○坂梨剛昭委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第35号については、いかがいたしましょうか。

（「採択をお願いします」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 採択という意見がありましたので、採択についてお諮りいたします。

請第35号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 異議なしと認めます。よって、請第35号は、採択することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることでよろしいでしょうか。

（「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が7件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求め

た後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○森環境生活課長 環境政策課でございます。

報告資料の①をお願いいたします。

チッソの事業子会社、JNCの令和7年度決算の概要について御報告をいたします。

シリコン製品の売上げが増加したものの、繊維製品、オキシアルコールのほか、記録的な少雨により水力発電事業の売上げが減少したことなどにより、売上高は、前年度比28億円減の468億円、経常利益は、前年度比4億円増の22億円となりました。

平成12年金融支援抜本策における経常利益目標額の53億円は下回りましたが、チッソにより、水俣病患者補償の支払いは確実に実行されることを確認しております。

また、本年度のチッソの公的債務返済額につきましては、正式には、今月下旬開催の関係省庁と本県によるチッソ支援連絡会議で決定予定ですが、0円となる見込みです。

裏面をお願いいたします。

こちらは、金融支援抜本策に基づく今年度の金融支援を図にしたものです。

右側上の①JNC経常利益を原資にチッソから③水俣病患者補償等を支払います。また、先ほど触れましたチッソによる⑤公的債務の可能な範囲で返済をする額は、①経常利益から②民間金融機関の無利子化相当額、③水俣病患者補償、④租税公課を差し引き、0円となる見込みでございます。

その結果、図の左から2列目、約定償還のうち、患者県債分の5.4億円が、その右側の県特別会計のチッソ返済額の不足額となり、その8割、4.3億円には国の補助金が充当され、残り2割、1.1億円は、100%交付税措置される特別県債により手当します。

同じく左から2列目、約定償還の下の方に記載のH7一時金県債、特別県債、H22一

時金県債の計14.3億円については、チッソの返済は猶予され、償還額は、県一般会計から返済いたします。この分につきましても、大部分は交付税措置されます。

引き続き、水俣病患者補償の支払いに支障を来すことがないように、国とともに、チッソの経営状況をしっかり注視してまいります。

環境政策課からは以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項②、「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

1ページをお願いします。

1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

(1)のとおり、平成13年に策定した「水俣湾環境対策基本方針」に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するために、毎年実施しているものでございます。

令和7年度の結果ですが、(3)のとおり、水質、底質及び地下水、そして魚介類につきまして、全て問題ありませんでした。

(4)ですが、引き続き、同様の調査を実施することとしております。

2ページをお願いいたします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果でございます。

これは、(1)のとおり、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的としまして、毎年実施しているものでございます。

令和7年度の結果は、(3)のとおり、アの埋立地護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質調査、イの地盤高測定、ウの構造物変状調査、全て問題ありませんでした。

また、5年に1回実施しております鋼材の肉厚測定及び陽極調査等についても、異常は見られませんでした。

3ページをお願いいたします。

(4)ですが、今年度も、毎年行っている一般定期点検を実施することとしております。

(5)その他として、2点記載しております。

1点目は、今年の3月15日と21日に、水俣市で震度4の地震を観測しましたので、それぞれ直後に臨時点検を実施し、問題ないことを確認しております。

2点目は、令和7年1月に貨物船による岸壁損傷事故が発生しましたので、直後に臨時点検を実施し、岸壁本体に問題ないことを確認するとともに、先ほど説明いたしました、5年に1回実施しております構造物変状調査等においても、問題ないことを確認しております。

環境保全課は以上でございます。

○中田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

報告資料③をお願いします。

第12次熊本県交通安全計画の策定についてです。

本計画案の概要につきましては、本年3月に本委員会において御報告させていただきましたので、その後の経過等について御説明いたします。

本年4月30日から5月29日までパブリックコメントを実施しましたが、計画に対する意見はございませんでしたので、原案のとおり手続を進めております。

計画の全体概要については、添付資料のとおり整理しております。

今後のスケジュールでございますが、本日の報告の後、6月中に計画の策定手続を完了し、公表予定としております。

次に、報告資料④をお願いします。

熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(第5次)の策定についてです。

本取組指針案の概要につきましては、今年

3月に本委員会において御報告させていただきましたので、その後の経過等について御説明いたします。

本年5月1日から5月30日までパブリックコメントを実施しましたが、取組指針に対する意見はございませんでしたので、原案のとおり手続を進めております。

取組指針の全体概要については、添付資料のとおり整理しております。

今後のスケジュールでございますが、本日の報告の後、6月中に取組指針の策定手続を完了し、公表予定としております。

くらしの安全推進課は以上です。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

A3カラー横書きの資料⑤を御覧ください。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく主な取組について御報告いたします。

初めに、資料の構成について御説明します。

左の白い背景の欄は、令和7年度の主な取組を、中央の赤い背景の欄は、令和8年度の主な取組予定等を、そして、右側の青い背景の欄は、関連するデータや写真等を掲載しております。

それでは、内容の説明に入りますが、項目を絞って御説明させていただきます。

1ページのI、条例の周知、受注機会の増大等を御覧ください。

右の欄に、官公需発注率の推移をグラフで示しております。

令和6年度の実績ですが、県内中小企業への発注率が85.7%と高い水準を維持しており、中小企業への発注率は、全国でも5番目と高い位置にあります。

引き続き、条例の広報、周知に取り組みながら、条例の基本理念でもあります、県内事業者の受注機会の確保に取り組んでまいります。

次に、Ⅱ、中小企業振興に関する基本方針に基づく主な取組でございますが、(1)を御覧ください。

中央の欄、中小企業DX推進臨時補助事業では、賃上げ環境の整備を図る県内中小企業を対象に、生産現場等のDX化に必要な機器整備に対して支援してまいります。

次に、(3)を御覧ください。

左の欄、①では、経営基盤の強化に取り組む事業者への後押しに関する取組を、②では、令和7年8月豪雨災害の被災事業者の再建に係る取組を、③では、賃上げ原資の確保など、経営課題の解決に取り組む小規模事業者支援の取組を行っております。

また、中央の欄ですが、中東情勢の影響を受ける事業者への資金繰り支援を行ってまいります。

次のページをお願いします。

(5)を御覧ください。

左の欄、③、④のとおり、若者の県内定着促進を図るため、奨学金返還支援や求職者と企業とのマッチング支援等を行っております。

中央の欄の水俣・芦北地域産業振興等推進事業では、同地域の雇用創造協議会を中心に、環境・食品関連産業の支援など、総合的な産業振興に取り組みます。

次に、(6)を御覧ください。

左欄の①半導体産学官連携推進事業ですが、3次元積層実装技術の確立に向けたくまもと3D連携コンソーシアムには、地場企業など161社、機関が参画しております。

次のページをお願いします。

(9)を御覧ください。

左の欄、③の観光誘客プロモーション推進事業ですが、今年度開催されます熊本デステイネーションキャンペーンに向けたプロモーション等を行っております。

中央の欄、台湾交流促進事業ですが、今年4月から台北へ県職員1人を派遣し、熊本へ

の企業誘致、県産品輸出拡大などを推進してまいります。

次のページをお願いします。

Ⅲ番、小規模事業者に関する主な取組を御覧ください。

左の欄、④中小企業者事業再建・発展支援事業ですが、中小企業者の生産性向上やデジタル化、創業支援のため、相談窓口、専門家派遣等を実施しております。

中央の欄では、事業承継・跡継ぎ支援に係る事業のほか、中小・小規模事業者の賃上げ等環境整備のため、伴走支援を行う商工団体への体制強化を図る取組を行っております。

本資料による説明は終わらせていただきますが、詳細につきましては、本日、各議員の執務室の机上に、このような冊子を配付させていただいております。

今後とも、本条例に基づきまして、中小企業、小規模事業者の皆様の取組をしっかりと支援してまいります。

説明は以上です。

○小松産業支援課長 産業支援課でございます。

報告資料⑥を御覧ください。

地域産業成長プランの策定について御報告いたします。

現在国が進める地域未来戦略を踏まえた本県の取組として、現在、地域産業成長プランの策定を進めております。

この計画では、TSMCの県内進出等を踏まえた半導体、半導体ユーザー産業に加え、幅広い産業の裾野を有する食、ライフサイエンス産業、また、観光交流関連産業の振興を図ることで、県産業全体のさらなる成長を図ることを趣旨としています。

この計画は、地域を牽引する重点支援企業を中心に産業クラスターの形成を図る地域産業クラスター計画、いわゆるB計画と、地域の強みを生かして地場産業の成長を図る地場

産業成長プラン、いわゆるC計画から構成されます。

各分野の特性、趣旨に応じて、それぞれの分野のB計画とC計画を策定します。

なお、いわゆるA計画に当たる戦略産業クラスター計画は、国が策定することとなっており、産業クラスターの形成に伴うインフラ支援等が盛り込まれるものとされています。

A計画については、今後、県から国に対してプロジェクトの提案を行う仕組みとなっており、必要なインフラ整備に係る提案をしてまいります。

それでは、地域産業成長プラン、いわゆるB計画とC計画の御説明に戻ります。

資料、上段の策定プロセスの欄にあるとおり、策定に当たっては、全庁横断的な有識者会議を開催し、各分野の専門家をお招きして検討を進めてまいりました。

また、B計画については、売上高10億円以上などの客観的な基準を設定した上で、重点支援企業の公募を実施し、応募のあった32社を重点支援企業として位置づけます。

具体的な企業名については、説明資料、中ほどのB計画における重点支援企業の欄に記載しているとおりですが、いずれも、県内企業から部素材を調達する、あるいは製品等を広く県外、海外等に販売するなど、地域産業クラスターの核として、地域経済に貢献する企業となっています。

また、C計画については、県と市町村が連携して施策を進める必要性が特に大きいことから、県から県内全市町村を対象に意向調査を実施し、計画の趣旨に沿った施策を実施する意向があるかどうかを確認いたしました。

その結果を踏まえ、計39市町村を関係市町村として位置づけます。具体的な市町村名については、資料、中ほどのC計画における関係市町村の欄に記載しているとおりです。

次に、計画のポイントを御説明いたします。

まず、有識者会議の意見を踏まえ、全計画共通の事項として、熊本県の強みを生かししながら、互いに異なる産業領域を融合、掛け合わせる可能性こそ熊本県の大きな魅力である旨を明確化しています。

例えば、半導体と食を組み合わせたスマート農業、半導体とライフサイエンスを組み合わせた遠隔医療など、様々な融合、掛け合わせを想定しています。

各分野の各論についてですが、半導体、半導体ユーザー産業分野では、半導体関連産業に加え、AI、自動運転、ロボット、遠隔診療などのユーザー産業の集積、発展を図ることや地場企業の育成、サプライチェーン参入支援の必要性を記載しています。

食、ライフサイエンス産業では、六次産業化や販路開拓等、食を核とした観光誘客の促進等による高付加価値化と消費拡大を目指すことなどを記載しています。

観光交流関連産業分野では、熊本県の多様な分野、多様な資源を生かすとした上で、特に、漫画、アニメ、スポーツ等のコンテンツを最大限に活用することなどを記載しています。

最後に、本計画に基づく政策パッケージについて御説明いたします。

資料、下段を御覧ください。

B計画については、重点支援企業に対して、県商工労働部産業支援課が中心となり、企業ごとに担当職員を配置し、徹底した伴走支援などにより、成長を促進していきます。

C計画については、国からの案内によれば、計画に記載した施策について、国から自治体への地域未来交付金の優先採択の対象になるとされています。この地域未来交付金を活用しつつ、県と市町村が連携をして施策を実施していきます。

今後、7月中旬をめどにプランを策定した上で、このプランに沿った取組を着実に進め、県全体のさらなる発展に全力で取り組ん

でまいります。

御説明は以上でございます。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

報告資料⑦をお願いいたします。

ツール・ド・九州2027におけるクリテリウム開催招致について御説明させていただきます。

1の本県への「クリテリウム」招致についてでございますが、九州各県、経済界が連携して取り組む国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州2027について、熊本地震からの創造的復興や熊本への誘客の促進に向けて、熊本城周辺を想定したクリテリウムの開催を目指し、熊本県と熊本市が連携し、取組を進めることとなりました。

クリテリウムとは、ステージレース開催前日にエキシビションとして実施される小周回レースでございます。1週1キロから2キロ程度のコースを30から40週程度周回するものでございます。

現在、ツール・ド・九州2027実行委員会より、UCI、国際自転車競技連合への申請手続が開始されており、10月ごろに、日程及び開催地が正式決定する見込みでございます。

なお、2027大会において、本県でクリテリウム開催となった場合には、県内でステージレースの開催はない予定でございます。

2のこれまでの開催地ですが、本県では、これまで、阿蘇地域においてステージレースを実施しており、今年度の大会では、大分県との共同開催により、大分県豊後大野市をスタートとし、南阿蘇村をフィニッシュとするステージレースを開催いたします。

クリテリウムにつきましては、これまで、北九州市と佐世保市において開催されています。

3のスケジュールでございますが、今年10月には開催が正式に決定され、来年5月にコ

ースが公表、10月に大会開催の予定でございます。

裏面には、ツール・ド・九州の概要について記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

スポーツ交流企画課からの説明は以上でございます。

○坂梨剛昭委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御報告ありがとうございました。

資料4の、中田課長にちょっとお尋ねをしたいと思います。

犯罪被害者等支援に関する取組指針ということで、添付資料がついております、概要ということで。

この中に、大きな2番、犯罪被害者等を取り巻く情勢という報告があるんですが、刑法犯の認知件数が近年増加傾向ということで、重要犯罪発生状況を見ると、性犯罪が重要犯罪の8割を超えると。

連日のように、犯罪の低年齢化というか、若い人の、何でもこういうことが起こるんだろうという報道もよくあっておりますけれども、そういう何か傾向性みたいなのはあるんでしょうか、課長。聞き方がちょっと難しいんですけども。

○中田くらしの安全推進課長 確認します。傾向というのは、若者の犯罪被害の傾向ということですか。

○前田憲秀委員 刑法犯罪が増加していると。ただ、若者の犯罪低年齢化の報道も多く聞くようなイメージなんですけれども、それも含めて、何かそういう傾向性みたいなあ

るのでしょうか。

○中田くらしの安全推進課長 今委員からお話ございましたとおり、刑法犯に関しては、コロナ禍で一時犯罪発生件数は減っておりますが、コロナ禍明けで、既に増加傾向にあって、コロナ前よりも増加しているというような状況であります。

一方で、若者の犯罪に関しては、刑法犯発生件数ではなくて、少年の犯罪検挙とか、そういった件数になりますけれども、それはやはり増加傾向にございます。特に覚醒剤とか、薬物とか、そういった犯罪も低年齢化しておりまして、若者の健全育成が重要な課題になっているというところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 私も全く同感なんです。

昨年も、教育警察で、高校生が覚醒剤を使用する案件もあり、もう本当に低年齢化しているという質問を投げかけたんですけれども、当時の生安部長は、もう確かに、去年が何件、今年が何件で増えておりますというぐらいなんですよ。

取り締まる側はもうそれでやむを得ないと思います。今、中田課長も、捕まえる側からやっぱり防ぐ側に回ってらっしゃると思うので、この、今御報告いただいたのは、被害者等支援に関するですけれども、被害者が出ないようにすることがやっぱり一番だと思うので、ここは、例えば、予算面だとか、人員だとか、やっぱり今までにないような、机上ではなかなかはかれないことも必要ではないのかなと思ってます。

学校の教育現場に投げかけても、学校側はもう手いっぱいですので、そこら辺も、非常に予算面も含めて、しっかり充実する必要もあるんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。いかがでしょうか。

○中田くらしの安全推進課長 少年の薬物もしかりなんですけれども、現在、闇バイトとか、そういった方面で少年が被疑者として扱われる事案があります。

闇バイトについては、トクリュウであったり、最終的には暴力団が関与する場合もあるということで、とても治安を揺るがす状況になっておるんですが、この闇バイトの募集というのに安易に応募するようなことがないように、県警と連携しまして、チラシ等の作成、配布等の広報啓発をやっているところでございます。

予算面に関しても、引き続き、県警等と連携しながら確保して、広報活動を進めていきたいと思います。

以上です。

○前田憲秀委員 もうぜひ、未然に防げるものは防ぐ、事前に何かできることはやろう、そういう思いで頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○坂梨剛昭委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かありませんか。

○高島和男委員 野球場についてお尋ねしたいと思います。

私も、質問の際に、アリーナのことをお尋ねしたんですけれども、アリーナも野球場も、造って終わりじゃなくて、造った後をどうして運営していくのか、維持管理していくのかという意味では通底しているものがあると思うんですね。

で、スケジュールを確認をちょっとしてお

くと、4月の10日の日に説明会をしました。そして、今各自治体でいろんな議論があっていると。で、7月の24日に一応締め切って、8月以降に3回審査会をするということだと思いますが、それは間違いないですか、現時点で。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

今委員がおっしゃった話で、予定としては進めたいと思っております。

○高島和男委員 そこで、審査会では、当然、審査基準、私も見せていただいておりますけれども、5つの項目で、計200点満点ということですが、この配点に対する考え方というのをちょっと教えてもらっていいですか。5つの項目の、この配点の仕方ですね。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

まず、配点で、費用負担の話が一番大きく配点をさせていただいております。これは、もちろん、県費負担の軽減という視点もございますけれども、やはり、移転先と決まった市町村と一緒に取り組むに当たって、やはり、野球場というのは相当インパクトをもたらす施設だということもありまして、野球場を核としたまちづくりという観点で取り組んでいきたいということで、市町村にも相当の受益の程度があるような施設になりますので、それで、費用負担の観点というところを一番配点を多くさせていただいております。

それから、候補地の条件については、あり方検討会議の方向性を決定するための会議を昨年度まで開いておりましたけれども、その会議の中でも、「駅近・街中」といった条件とか、そういったところは非常に大事だとい

うような話がございまして、そういった候補地の条件ですとか、あと、もう1つは、用地取得のところも、用地取得がやはりスムーズにいかないと、スピード感を持った整備ができないというようなところもございまして、その3つ、特に配点を高くしております。

それから、続いて、市町村独自の取組というところも比較的配点を配分しておりますけれども、これについても、やはり、野球場を核としたまちづくりにおいて、市町村の独自性というのも重要ですし、あと、それから、まちづくりという観点でいくと、野球場の周辺環境の整備という部分は、事業主体が市町村ということにもなりますので、そういったところの考え方を評価するということを重点配分したというところでございます。

以上でございます。

○高島和男委員 確かに、費用負担の在り方というのが80点で、200点満点でいくと4割を占めるという意味では、今課長がおっしゃったように、あんまりあれですけれども、県の負担もやっぱり軽減するというのは大事な視点だろうと。県も非常に厳しい財政状況であるから、それはもうそれでいいと思うんです。

ただ、私が申し上げたいのは、今いろいろおっしゃいましたけれども、費用負担を、じゃあ、熊本市さんとか、あるいは菊陽町さんが、現時点で費用負担と言うからにはですよ、どういう敷地面積で、どういう建物なのか、どういうグラウンド、球場なのかというのを、やっぱり少なくとも、見積りというか、概算というか、こういう建物でいくんですというのを、それぞれがして、そして、我々は、費用負担としては、この金額の中でこれくらいはいけますよというようなものがないかぬと思うんですね。

ただ、この県が示してらっしゃるチェックリストでいくと、負担額、負担割合としか書

いてないわけですね、記載はしていないわけです。そうすると、それぞれ手が挙がった候補の自治体からすると、みんな、前提の基準というのがばらつきがあって、それを県が審査するというのは、何となくちょっと、どうなのかなという矛盾というか、問題点があるように思うんですが、そこはどうですか。

○松尾スポーツ交流企画課長 まず、その費用負担の考え方に当たって、受益の程度というのも、結局、移転先によっても変わってくる部分ございますし、市町村のまちづくりの考え方、例えば野球場を核としたまちづくりで、ほかにどういった機能を組み合わせてまちづくりをやっていくとか、そういった視点でも変わる部分がございます。

で、一応、ある程度の基本的な面積の目安ですとか、規模感あたりについては、現時点で、県のかっちりとした整備の内容というのは示すことはできませんが、きたぎんボールパークという先行事例、これを示した上で今回公募を行っております。

そういったことを参考に市町村から提案をいただいた後、基本協定という形を取りまして、その後、具体的な実際の施設の中身とか、事業規模とか、事業費というのは市町村と一緒に考えていくといったところで、負担割合というのも、負担額といったところも協議していくというふうに考えております。

以上でございます。

○高島和男委員 何となく、いま一つちょっと私も理解ができないんですけれども、やはり、それぞれの自治体によって、目指すイメージというのが多分おありだろうと思うんですよね、造る以上は。

そうすると、例えば、それぞれの自治体が、公募をかけて造る、入札をかける、それによってまたどんどんばらつきが当然出てくると思うんですよね。

そういう中で、やっぱりきちっと一定の前提条件というものを、本来は、私はやっぱりここでチェックリストの中に設けておくべきだったんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、そこはどうですか。

○松尾スポーツ交流企画課長 その一定のコンセプト、一定の条件というのを、例示という形ではございますが、繰り返しになりますけれども、きたぎんボールパークという、あの面積と、あと規模感、これで示させていただいて、実際、市町村と一緒に施設の中身というのをつくり上げていくという前提で、そういったところで示させていただいているというところでございます。

○高島和男委員 確かに、ここにも書いてあります、きたぎんボールパークですかね、それは、あくまでもやっぱりフィールドであったり、人数、駐車場とか、その程度であるわけであって、これを基にして考えてくださいよというのは、少しやっぱり乱暴な、私は感覚があります。

ぜひ、そういう意味で、しっかりと、審査をする際には、どこの自治体が——いろんなアイデアを持ってこられると思いますけれども、本当はやっぱりイメージ図あたりも設けて示していただいたほうが、私は分かりやすいんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そこいらを抜かりなく審査していただきたいと思います。

以上です。要望です。

○坂梨剛昭委員長 要望で。

ほかに……。

○池田和貴委員 すみません。また松尾さんにちょっと聞きたいと思うんですけれども、本当、スポーツは、やっぱり県民の関心が高いので、この野球場についても、今、高島先

生のほうからいろいろお話がございましたように、やはりかなり関心が高いことだというふうに思います。

今、サッカーも、北中米ワールドカップサッカーが始まっております、これも、やはりサッカー好きな人も含めて、日本代表を応援している人たち、たくさんいらっしゃるって、盛り上がっていると思います。

で、昨年の10月に、日本ラグビー協会が、2035年のラグビーワールドカップに手を挙げるということを発表されました。

2019年、熊本県も、日本大会、ぜひ熊本で試合をやってほしいということで、県も部をつくって、それに向けてやってこられましたし、県議会も、特別委員会を設置してやってまいりました。

県のラグビー協会の人とちょっと話す機会があって、ラグビー協会の皆さん方も、やはり35年もぜひまた熊本も試合ができるように、やっぱりやりたいという気持ちをお持ちなんですけれども、2035年ですから随分先の話なんですけれども、そういったことに対して、課長、どういうふうにお感じになりますか。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

2035年度ラグビーワールドカップの日本への招致に向けて、今、日本協会が動かれているというところは承知しております。

それで、2019年大会の招致のところを参考にしましても、やはり、いろんなテストマッチですとか、いろんなラグビーの大会の県内での実施という実績を積み上げていくということが非常に大事なと思っております。

2035年のまだ開催決定前ではございますけれども、そういった取組を地道に積み重ねていくというところを、そこを考えていく必要があると思っております。

具体的には、例えば、令和5年度に国際テ

ストマッチという形で、えがお健康スタジアムのほうで開催をしたところ、大体2万人ぐらいの集客があったと。それから、つい先日、4月18日に、サントリーのほうが主体となって、ラグビーのリーグワンのサントリーサンゴリアス対クボタスピアーズという試合を、熊本地震復興10年という記念でやっていただいたというところで、これも7,000人という集客が集まったということで、やはりこれは、ラグビーというのは、かなり集客力がある競技だというふうに認識してます。

そういった取組を、今後ラグビー協会とも連携しまして、あと、さらに大会の招致の実績を2035年に向けて積み重ねていくことで、熊本のラグビー熱の高さですとか、あと、ラグビーの大会開催の受入れ体制の確実さとか、そういったところを日本ラグビー協会に訴えていくというような取組が重要だと考えておりますので、引き続き、ちょっと協会のほうとも連携させていただきながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

松尾課長のほうから、忙しいと思うんですけども、前向きなお話をいただいて、大変うれしいなと思っております。

思い起こすと、2019年の大会は、これは成功するかどうか分からなかったんですよね。日本のラグビーワールドカップ自体が、成功するかどうか非常に分かんなくて、ただ、やってみたらものすごい評価の高い大会になりましたし、日本チームが頑張ってベスト8に入ったことで、当時、日本では、ラグビーチームのワンチームという、これが流行語大賞に選ばれたりとか、その後、熊本県も、今でも各地域でラグビー大会なんかをラグビー関係者の人たちがやったりとかして、そういったそのレガシーも引き継いでいっているところだと思うんですよね。

ただ、あのときもそうなんですけれども、実際、これ、熊本県にワールドカップの大会の中の試合を誘致しようとする、本当に随分前からやっぱり準備していかなきゃいけなかったというのを記憶してるんですよね。そのテストマッチについても、あれは日本対ルーマニアだったんですけども、ここで2万人ぐらい集めないと、多分熊本県は、試合をできる地域から漏れてしまうんじゃないかという危機感の中で、あのときは、熊本県議会も、議員も1人10枚ずつ買いましょうと言って、やったことは記憶してますよね。

ですから、もし熊本でやろうとしたら、やっぱりもう今からでも少しずつ、その準備は考えていかなきゃいけないと思うんですね、構想とか。ぜひ、そこは、ラグビー協会のほうにお話を聞きながら、確実にやっていただければというふうに思います。

最終的に誘致を目指すかどうかというのは、10年先の話なんで、どういうふうに判断されるか分かりませんが、もし誘致をしようと思えば、もう事前にやっぱり積み重ねていっておかないと、2019年のさっき言ったような成功を、全国の人たち、全国の自治体見ますから、ぜひ自分のところでやりたいというところが、2019年よりも多いと思うので、だから、そういったことを頭に入れてやっていただければと思います。

要望です。

○坂梨剛昭委員長 よろしいでしょうか。

○池田和貴委員 はい。

○坂梨剛昭委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付して

おります。

それでは、これをもちまして第3回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長